

平成27年第1回尾張旭市環境審議会会議録

1 開催日時

平成27年2月25日(水)

開会 午前 10時00分

閉会 午前 12時00分

2 開催場所

尾張旭市役所 南庁舎3階 302・303会議室

3 出席委員

伊豆原 浩二、木村 修、近藤 巧、橋 昭久、谷口 充、石原 彰、
松原 圭子、浦野 達朗、千石 要、高橋 賢一、松岡 里枝 11名

4 欠席委員

松本 壮一郎 1名

5 傍聴者数

なし

6 出席した事務局職員

環境課長 石坂 清二、環境課長補佐 山下 昭彦、環境課主事 堀部 真司

7 議題等

(1) 継続審議事項

ア パブリックコメントの結果について

イ 答申について

(2) 報告事項

平成27年度重点取り組み事項について

(3) その他

8 会議の要旨

環境課長	<p>定刻となりましたので、ただいまから「平成27年第1回尾張旭市環境審議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日は、松本委員が、欠席でございますので、委員12名のうち11名の方が出席され、尾張旭市環境審議会規則第3条第2項で規定する過半数の出席を得ており、会議は有効に成立しておりますので、まずもってご報告申し上げます。</p> <p>さて、本日は継続審議事項として、昨年6月4日に提出しました「尾張旭市環境基本計画の中間見直し」に関連し、「パブリックコメントの結果について」と「答申について」の2件をご審議いただきたいと思っております。</p> <p>また、この中間見直し後の内容に基づく「平成27年度重点取り組み事項について」を報告事項としておりますので、よろしく願いいたします。</p>
------	--

なお、議事に移らせていただく前に、2点ご報告させていただきたいと思います。まず1点目でございますが、前回の審議会でお話ししましたとおり、高橋委員が、本市では初となる環境省の表彰を受賞され、昨年12月24日に、愛知県環境部長から表彰状が授与された後、翌25日には、市長を表敬訪問されました。

次に2点目でございますが、多年にわたって環境審議会委員として環境施策の推進に寄与された松原委員に対し、今年の1月5日に感謝状が贈呈されましたので、この場をお借りしてご披露させていただきます。お二方におかれましては、今後も引き続きお世話になります。なにとぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に移らせていただきたいと思います。進行につきましては、当審議会の議長であります伊豆原会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

皆さんこんにちは。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。高橋委員と松原委員におかれましては、大変おめでとうございました。

さて、ただいま説明がありましたとおり、本日は、昨年からの継続審議事項であります「環境基本計画の中間見直しについて」が議題となっております。

本日は、その総仕上げとなる「パブリックコメントの結果について」と、「答申について」の審議を進めていきたいと思っております。

その後、この中間見直し後の内容に基づく「平成27年度の重点取り組み事項」について事務局から報告がありますので、その内容に対しアドバイスなどを頂戴できればと思います。

これまでと同様、ざっくばらんに気楽な形でご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第の2、「継続審議事項」に入らせていただきます。はじめに「パブリックコメントの結果」について、事務局から説明願います。

環境課長補佐

それでは、継続審議事項の1「パブリックコメントの結果」について、ご説明させていただきます。

前回12月の審議会においてもご説明いたしましたが、この「パブリックコメント」とは、作成した計画案などを正式に決定する前に、広く市民の皆さんに公表し、ご意見をお寄せいただくという制度でございます。今回の「意見募集期間」につきましては、今年の1月5日から2月4日までの1か月間とし、市ホームページをはじめ、スカイワードあさひや図書館、各公民館などで原案を閲覧していただき、これに対してご意見を募集したところでございます。

その結果、「意見の数」としましては、6名のかたから16件にわたるご意見をお寄せいただくことができました。この制度は、これまでに環境課以外でも何度か実施しているものでございますが、一般にご意見の数は3～4件程度にとどまる場合が多く、中には「意見が全くなし」といった場合もございます。こうしたことを踏まえますと、今回は多数の方にご協力いただけたのではないかと考えております。

続いて、実際にお寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方についてご覧いただきたいと思います。

まず、「基本的な考え方」でございますが、せっかくお寄せいただいたご意見でございますので、より良い中間見直し内容とするため、これを反映させていただくとともに、今後の取り組みの参考とさせていただきますものとしております。なお、「意見の分類」としましては、「施策に関すること」が5件、「施策の目標達成度を示す指標に関すること」が1件、そして「みんなの取り組みに関すること」が7件、「その他」が3件となっております。

それでは、続いて「具体的な意見内容と市の考え方」をご覧いただきたいと思います。この「市の考え方」につきましては、事前に市内部の関係部署が集まり、検討したものとなっております。それでは順に、その内容をご説明させていただきます。

まず1番目のご意見は、「「環境事業センターにおけるリユース件数」が当初値に比べて、現状値が大幅に低下しているが、その要因は何か」というものでございます。

こちらにつきましては、「「環境事業センターにおけるリユース件数」の現状値は、平成23年度から実施した「粗大ごみの有料化」の影響によって大幅に減少しています」としております。この「環境事業センターにおけるリユース件数」につきましては、施策2-1の「ごみを減らす」の「施策の目標達成度を示す指標」に掲げたものでございますが、平成17年度の当初値は641件であったのに対し、平成24年度の現状値は129件と、「粗大ごみの有料化」の影響を受けて大幅に減少しております。なお、参考までに、自転車やベビーカー等のこども用品を対象とした「リユース品取引・提供事業」を開始しましたところ、平成25年度では214件と増加傾向に転じているところでございます。

次に2番目のご意見は「以前の指標には「家庭系ごみ排出量」があったが、これを削除した理由は何か」というものでございます。

こちらにつきましては、「市民の皆さんにとってわかりやすい指標へと見直すとともに、尾張旭市第五次総合計画に掲載された指標

との整合性を図るため、「市民一人一日あたりの家庭系ごみ排出量」は、「市民一人一日あたりのごみ総量」へとまとめることとしました」としております。この件につきましては、前回の審議会においても同様の議論がなされ、その結果、この「市民一人一日あたりのごみ総量」へと変更したところでございます。

続いて、3番目のご意見は「「ごみの排出量に応じた費用負担を検討します」とあるが、ゴミ袋の有料化ということか。日用品が値上がりするのは困るし、裏にある他人の土地から飛んでくる落ち葉の処理に週末の掃除で何袋も使う方もいる。ゴミ袋の値上げにつながることはやめて欲しい」というものでございます。

こちらにつきましては、「市民の皆さんとともに策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、費用負担という経済的な側面からも、燃えるごみの分別徹底と発生抑制を検討することとしています。このことについては、現在、市民の皆さんを含めた組織において調査・研究を進めておりますので、今回のご意見はその参考とさせていただきます」としてしております。この「ごみの有料化」につきましては、市民の皆さんと組織する「尾張旭市循環型社会推進会議」において現在検討を進めておりますので、今回のご意見は、その際の参考として活用させていただきたいと考えております。

次に、4番目のご意見は「「便利なりサイクルステーションを設置します」とある。ごみ減量や資源化という点では、有効だとも思うが、交通基本計画などで、公共交通を主体にしようとする、便利な設置場所も考え方が異なってくると思う。別の施策において「公共交通の利用促進」と書かれているが、便利なりサイクルステーションとは、自家用車利用者にとって便利なものになるのか。そのあたりの整合性は、どのように検討されているのか」というものでございます。

こちらの件につきましても、先ほどの3番目のご意見と同様、「尾張旭市循環型社会推進会議」の場において、市民の皆さんと検討を進めているところでございますが、正直なところ、公共交通を利用して、リサイクルごみをお持ちいただくことまでは検討しておりません。しかし、こうしたご意見があったことは、この会議へと伝える必要があると思いますので、市の考え方としましては、「「リサイクルステーションの設置」と「公共交通の利用促進」は、直接関連させてはおりませんが、日常利用することの多い商業施設の駐車場など、生活動線に沿った形でリサイクルステーションを設置することを「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に掲げていますので、今回のご意見はその検討の際の、参考とさせていただきます

ます」としております。

続いて、5番目のご意見は「EV・PHVに加えて、水素も注目されている。他の項目で「次世代自動車」としている場合があるが、「EV・PHV」と違いはあるのか」というものでございます。こちらは、施策3-1「地域で地球を考えるまちづくり」に掲げた取り組みであります。EVとは電気自動車のこと、PHVとはプラグインハイブリッド自動車のことでございます。確かに、これらと「次世代自動車」との使い分けが明確になっておりませんでしたので、市の考え方としましては、「素案における「次世代自動車」とは、愛知県の「あいち自動車環境戦略」で定義されているハイブリッド自動車や電気自動車、燃料電池自動車（水素自動車）などを指しています。なお、無用な混乱を防ぐため、「施策3-1 二酸化炭素（CO₂）排出量を減らす」の「みんなの取り組み」にある「EV・PHVの導入と充電インフラの整備を促進します」は、「次世代自動車等エコカーの導入と、関連設備の整備を促進します」へと変更します」とし、ご意見を踏まえて修正したいと考えております。

続いて、6番目のご意見は「在来植物には多くの種類の昆虫や野鳥が集まるため、新しく植樹する際には、外来種を避け、在来種を選択すべきである。また、ツルウメモドキやヒサカキ等、野鳥が好んで食する実のなる木を選択することも必要である」というものでございます。

こちらは施策4-2「緑と水を育みふれあう」に掲げた取り組みでございますが、大変有効なご意見でございますので、市の考え方としましては、「公共施設や街路の緑化を図る際には、樹種の環境耐性（耐低日照性や耐乾燥性など）を考慮する必要がありますが、良好な生態系を保全するためには、在来種を選択することも重要であると考えます。このため、ご意見を踏まえ、「施策4-2 緑と水を育みふれあう」の「みんなの取り組み」にある「公共施設や街路の緑化を推進します」は、「公共施設や街路の緑化を推進し、その際には在来種の植樹に配慮します」へと変更します」とし、ご意見を反映させていただきたいと考えております。

続いて、7番目のご意見は「分野別目標4において緑地、池、農地の面積に留意しているが、吉賀池を除き、生物（野鳥、湿地植物等）には全く配慮されていないように思う。一概に悪とは言えないが、むしろ大人や子供が近づき、入り込み過ぎて、野鳥が寄りつかない方向へと手を加えている。特に維摩池では散歩道を整備したり、ヨシ原に橋を渡したりしたことで、釣り人が湿地を踏み荒らす

こととなり、目も当てられない。開放的空間の「川」とは別の取り組みが必要である。豊田市の例等を参考にするとよい」というものでございます。

こちらにつきましては、大変難しい問題ではありますが、今後の取り組みの参考ともなるご意見でございますので、「自然の素晴らしさを実感し、「大切にしたい」という意識を持っていただくため、自然とふれあえる設備の整備を進めてまいりました。しかし、このことと自然保護との両立は、大変難しい部分があり、課題としても認識しております。このため、今回のご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます」としております。

次に8番目のご意見は「我が市には田んぼが多く、うれしい限りだが、この中のせめて1割位については、減・無農薬の、冬期も水が張られ、水生生物が棲むことが可能な「冬水たんぼ」を実現していただきたい。そうすれば渡り鳥や野鳥が集い、そのうち福井県越前市からコウノトリが飛来すると思うし、我が市のお米の評価も上がる」というものでございます。

この「冬水たんぼ」に関する取り組みにつきましては、実際に全国各地で進められつつあり、コウノトリだけでなく、佐渡のトキの生息に係る環境整備においても活用されているところでございます。このため市の考え方としましては、「冬水たんぼ」に関するご提案は、生物多様性の保全の観点からも有効であると思っております。ただし、その実現のためには、地権者のかたの了解や農業用水の確保、そして営農への影響などに配慮する必要もあるかと思っております。このため、今回のご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます」としております。なお、この「冬水たんぼ」につきましては、現在既に、浦野委員や千石委員が所属する市民団体の皆さんが、市内の田んぼで実際に取り組んでおられますので、こちらの状況も教えていただきながら、その他の田んぼでも実施可能かどうかについて、研究してまいりたいと考えております。

次に9番目のご意見は「生物多様性の保護について、もっと知恵を絞らなくてはいけない。県有林、森林公園等があって、市は自然に恵まれている。だから良かった、のような、のんきなイメージを受けるが、農地、特に田んぼの後継者がいなくなったときに、あっという間に宅地化されるおそれがあるし、樹林地、山林の世代が変わるとどうなるか保証はない。もっと言えば里山の樹林地が無くなれば、ため池は消え、水辺の希少種も同時に消えることになる。こういう危機感が感じられない」というものでございます。

今回の中間見直しでは、この「生物多様性」に関することを重視

しているところがございますので、市の考え方としましては、「生物多様性に関することは、今後重点的に取り組む事項であると認識し、今回の中間見直しでは、大きな柱の一つとして新たに位置付けています。このため、今後関係する施策を展開していく予定ですので、今回のご意見につきましては、その参考とさせていただきます」としております。

続いて、10番目のご意見は「市の取り組みに「残された緑地や水辺の保全を」とあるが、これは「保全」ではなく「保護」とすべき。そのための施策が必要である。自然保護はまちづくりである。都市計画に緑地法を取り入れたり、市独自の里山保護条例を策定し、網かけをしていかないと、どんどん自然が歯抜け状態となり、生物多様性を守ることはできない」というものでございます。

こちらは、先ほどの9番目のご意見と似た内容でございますが、市の考え方としましては、「素案では、希少種である動植物等の「個体」を対象とした場合には「保護」という言葉を使用し、里山や水辺、緑地等といった動植物の「生育環境」を対象とした場合には「保全」という言葉を使用しています。今回の中間見直しでは、生物多様性に関することを大きな柱の一つとして新たに位置付け、関係する施策を今後展開していく予定ですので、今回のご意見につきましては、その参考とさせていただきます」としております。

続いて11番目のご意見は「動物や植物の生息、生育地の保護」、「山林の保護」をするためには、「保全」ではなく、「保護」策が今後の課題として位置付けられなくてはならない」というものでございます。

こちらは、先ほどの「保全」と「保護」の使い分けにも関連することでございますが、市の考え方としましては、「保護」をするためには、まず現況を把握することが必要であると考えております。このため、「施策4-3 動植物に配慮する」において、今後実態調査に取り組むものとしており、これを踏まえて、今後生物多様性に係る施策を展開していきたいと考えています」としており、近年実施しておらず、今回の中間見直しにおいて課題として見出された「自然環境調査の実施」を、まず実施することをお伝えしたいと考えております。

次に12番目のご意見は「良好な生活環境を維持してゆくためには、空き家対策も問題になると思うが、このことについては掲載しないのか」というものでございます。

ご承知の方も多いかと思いますが、この「空き家」に関することは、最近頻繁にテレビや新聞で取り上げられるなど、現在全国的な

課題となっております。しかし、「環境」という切り口だけでは、なかなか対応出来るものではないのが実情となっております。このため市の考え方としましては、「「空き家対策」には、衛生面だけでなく、防犯や防災、景観、地域コミュニティなどのさまざまな分野の取り組みが必要であり、今後進展が見込まれる人口減少や少子化などを踏まえた対応も必要となっております。このため、「空き家対策」については、当計画以外による対応を進めていきたいと考えています。しかし、空き家の雑草等への対応は必要であると考えますので、ご意見を踏まえ、「施策5-2 快適でゆとりある都市空間をつくる」の「みんなの取り組み」にある「空き地の雑草管理の徹底を図ります」に、「空き家」も加えます」としております。

続いて、13番目のご意見は「環境問題は、一つの自治体の範囲内で対処できるものではないと思う。また、行政だけでどうこうできるものではなく、一人ひとりの日常生活の積み重ねによって改善されることであるように感じる。そうした意味で、今回の見直しによって再生可能エネルギーや環境問題を学ぶ部分が充実されたことに共感を覚えた。さらに尾張旭市ではこれまで自然保護に関する取り組みが、あまり盛んではなかったように感じるので、これについて進めようとしている点も評価できると思う」というものでございます。

こちらにつきましては、大変ごもっともなご意見でございますので、「今ある環境を、より良くしながら将来の世代へと受け継いでいくためには、ご意見のとおり、市民の皆さんや事業者の方々、そして周辺自治体等とも連携しながら、さまざまな取り組みを推し進めていく必要があると考えています。このため、皆さんと手と手を取り合って、環境基本計画の望ましい環境像である「環境を考えたもにつくる 私たちのまち」の実現に取り組んでまいりたいと思います」とさせていただきます。

続いて14番目のご意見は「今や企業にとって環境に配慮した事業を進めることは、当たり前の時代となっている。このため、社会貢献の一つとして企業が環境活動に参加できる機会を増やすべきだと思う。また、定年退職した有能な人材がたくさんあるので、こうした人々の有効活用も進めていくべき」という、こちらは大変ごもっともなご意見でございます。

このため、「誰もが健康で快適な市民生活を、今後も引き続き営むことができるようにするためには、多くの皆さんの力が必要となります。このため、見直し後の計画に基づき、市民の皆さんや、企業の方々が参画しやすい仕組みづくりを進めてまいりますので、ぜ

ひご参加くださるようお願いいたします」としております。

続いて15番目のご意見は「環境審議会のクオリティを高めるために、自然環境や自然生態系の専門家及び知識人、環境グループのメンバー等を多数加えることが必要である」というものでございます。

内容が若干、今回の中間見直し内容とは外れたものとなっておりますが、「環境審議会の役割は、自然生態系等に関することだけでなく、環境学習やごみ処理、そして公害や地球温暖化防止等、多岐にわたったものとなっております、それぞれの分野に精通したかたに委員を依頼しています。今後も、委員の選任にあたっては、引き続きこの観点を踏まえるとともに、ご意見についても参考にさせていただきたいと思っております」としております。

そして、16番目のご意見は「パブリックコメントをする前に、あらゆる方法で市民参加の手続きを加え、できるだけ多くの市民意見を取り入れる工夫が必要である」という、こちらもごもっともなご意見でございます。

このため、「本計画の見直しにあたっては、市民・事業者を対象としたアンケート調査や環境審議会での議論、そして今回のパブリックコメントの実施を通じて、市民の皆さんのご意見をお聞かせいただきました。本計画の内容を広く知っていただくとともに、実際の行動へとつなげていっていただくため、今後も多くの皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思います」とさせていただいております。

以上、「パブリックコメントの結果について」、ご説明させていただきましたが、冒頭に申し上げましたとおり、せっかくお寄せいただいたご意見でございますので、できる限り反映させていただくとともに、今後の取り組みの参考とさせていただくこととしたいと考えております。なお、この資料につきましては、このあと皆様からお寄せいただくご意見を踏まえて修正した後に、市ホームページ等を通じて、1か月間公表する予定でございます。

議長

ただいま事務局から、先月から今月にかけて実施された「パブリックコメント」の結果について、説明がありました。

6名のかたから16項目にわたるご意見が寄せられたようで、こうした計画の見直しに係る意見としては、大変多数のご協力をいただくことができ、関心の高さが表れているものと考えられます。

なお、可能な限り反映させていただく形で「市の考え方」を作成した、とのことでありましたが、この内容について、ご意見やご質問がありましたら、ぜひご発言いただきたいと思います。

高橋委員	私は、小学生や保育園児を対象とした田んぼづくりを7年間実施しており、その中で「冬水たんぼ」の実施を目的として、市の農政部局と農業用水に関する協議をしましたが、愛知用水との関連で、各方面との調整が必要となり断念した経緯があります。もし実施可能であれば、いろいろな動植物や鳥が生息する場所にもなると思いますので、ぜひ実施してほしいと思います。
環境課長補佐	「冬水たんぼ」の実施にあっては、まず「農業用水の確保」が課題となっています。このため、農政部局と今後調整をしてみたいと考えておりますが、浦野委員や千石委員が既に取り組んでおられることをアピールすることによって、実現につなげていくことができないかと考えています。
議長	愛知用水に関しては、水資源機構と協議をするのでしょうか。
環境課長補佐	詳細は不明ですが、農業委員会等との調整が必要となります。
松原委員	私は畑で野菜などを育てていますが、その畑の近辺に野鳥が飛んでいるのをよく見かけます。比較的土地が低いところで水が確保できれば、「冬水たんぼ」は実現可能だと思いますが、このことについては農業委員会と協議する必要があるかと思えます。
議長	空き家についてはさまざまな問題があるかと思えます。民有地であるため、どこまで市が介入できるのかということも問題の一つであると考えられます。また、防災や防犯等、環境以外の側面も数多くあるかと思えますが、このことについては市としてどのように考えていますか。
環境課長	<p>空き家対策については、昨年末に関連する法律が施行され、これに基づき市町村は計画を作ることができることとされました。なお、その範囲は環境面だけでなく防災や防犯、そして景観などにもおよぶこととなるため、どの部署が中心となって進めていくべきかについても判断が難しいところとなっています。</p> <p>このため、現在関係各課の課長級職員で組織を立ち上げ、検討を進めていますが、計画の策定も視野に入れながら、実態調査に取り掛かっているところです。場合によっては「空き家対策」という分野が、今後新たに構築されることも考えられますが、環境基本計画の中でこれを具体的に掲げることは難しいものと判断し、環境面での空き家、空き地ということを計画に掲げてまいりたいと考えております。</p>
浦野委員	本市では、空き家についての現状調査をしているのですか。
環境課長	現在、市内の空き家軒数についての調査を行っており、この結果を参考にしながら、今後具体的な調査と対応策を検討していく予定です。なお、現時点での情報によりますと、本市の状況は他市の状

	況と比べ、それほど危機的状況にはないものと考えています。
議長	空き家であっても建物が建っていたほうが、固定資産税が安いということも空き家発生の原因の一つになっているかと思います。
谷口委員	「空き家の雑草管理の徹底」は、「環境」という観点で考えるとどういう意味があるのでしょうか。環境を維持するためには自然をそのままにすることが求められ、雑草であっても生物多様性の保全に良い効果を与える可能性があるかと思います。「外来種の駆除」を目的として雑草を駆除するのであれば「環境維持のため」と言えますが、単に「美化」や「清掃」という目的であれば、直接環境に関わるかどうか疑問があります。
環境課長補佐	雑草に関する苦情は、環境課へ寄せられる相談の中で最も多く、害虫の発生や不法投棄などの問題にもつながっています。このため、「自然環境の保護」という観点だけでなく、「住環境の保全」といった観点も必要となっており、今回のご意見に対する市の考え方は、これに基づき作成しております。
浦野委員	地域で防犯パトロールをしています。その際に、雑草が生い茂った宅地を見かけることがあります。そこで、災害防止の観点からこれを駆除する話が持ち上がりましたが、否定的な意見もあったため、実行はしませんでした。このように雑草の問題は、地元住民だけで解決することが難しい状況にありますが、市を通じて所有者に駆除依頼することは可能ですか。
環境課長	害虫の発生やごみの不法投棄等を理由として雑草の駆除依頼があれば、市から土地所有者へ文書で協力を依頼しています。なお、雑草による影響の大小を判断することは大変難しく、依頼場所によっては、悪影響を及ぼしているとは考えにくい場所もあるのが現実となっています。このため、駆除を依頼するかどうかは、近隣住民の皆さんの感覚に委ねられているところもあります。
松原委員	自宅の隣にも空き家があり、敷地内の樹木を原因とした火災が発生しないか心配です。その火災が原因で延焼した場合には誰が保証することになるのかなど、不安を抱えています。
議長	既に空き家対策に関する方針等を示した市町村はありますか。
環境課長補佐	独自に条例を設け、危険度の高い空き家を強制的に撤去できるように規定している自治体は全国各地にあります。なお、強制撤去に係る費用を所有者から回収できない場合がほとんどであるようで、課題も多いとお聞きしています。
千石委員	生物多様性に関する意見に対する「市の考え方」に、「今後関係する施策を展開していく予定」とありますが、具体的な内容は決まっていますか。

環境課長補佐	まずは、本市にどのような動植物が生息しているのかという「実態調査」を実施し、その結果に基づき施策を決定していきたいと考えています。
千石委員	生物多様性に関する専門的なプロジェクトチームを、環境課内で立ち上げてみたらどうでしょうか。このことについては私の所属する「寺田保全の会」が、後日文書で環境課へ提案する予定です。
環境課長	承知いたしました。
議長	「市民の皆さんを含めた組織」に加え、「循環型社会推進会議で検討を進めている」といった内容を追記すべきではないですか。
環境課長補佐	市民の皆さんにとって「循環型社会推進会議」がどういった組織なのかがわかりにくいと考え、今回はあえて記載していません。
議長	「ごみ袋の有料化」に係る意見において、自治会や町内会が地域清掃用に使用するごみ袋に関する意見がありましたが、こういった場合、現在は無料で配布していますか。
環境課長補佐	公道や公共施設の清掃を行う団体に対しては、無料でごみ袋をお渡ししています。
議長	循環型社会推進会議の活動は、今年度末で終了する予定ですか。
環境課長	循環型社会推進会議は、今年から10年間にわたる計画である「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を推進していくために設置された会議ですので、計画期間中は継続して開催する予定です。
議長	以上の意見と市の考え方は、いつ頃ホームページに掲載されるのでしょうか。
環境課長補佐	3月上旬には、ホームページや公共施設を通じて公表したいと考えています。
議長	他に、ご意見やご質問はございませんか。それでは、次の「答申について」に移りたいと思います。事務局から説明願います。
環境課長補佐	<p>それでは、継続審議事項の2「答申」について、ご説明させていただきます。これまで長きにわたってご審議いただきありがとうございました環境基本計画の中間見直しについては、ただいまのパブリックコメントの意見の反映をもって、いよいよ最終版の作成へとつながることとなります。</p> <p>また、これまでの審議につきましては、尾張旭市長から昨年5月に「諮問」されたことに基づき進めてきたものでございますので、今度はその結果を、当審議会から市長へと、「答申」という形で回答していただくこととなります。本日は、その「答申」の案を事務局で作成いたしましたので、中間見直しに係る審議の締めくくりとして、その内容をご審議いただきたいと思います。</p> <p>「答申」案をご覧くださいますと、環境審議会長から市長へと</p>

「尾張旭市環境基本計画の中間見直しについて（答申）」としまして、まず「平成26年5月20日付け、26環第38号で諮問のありました「尾張旭市環境基本計画の中間見直し」については、社会経済情勢の変化や本市の現状と課題を踏まえ、意識調査やパブリックコメントを通じて市民意見の反映に努めるなど、慎重に審議してきました。その結果、別添のとおり「尾張旭市環境基本計画の中間見直し（案）」をとりまとめましたので、次の意見を付して答申します。今後とも「環境を考え ともにつくる 私たちのまち」の実現に向け、本計画に基づく各種施策を積極的に推進されることを要望します」としております。

また、そのうちの「次の意見を付して答申」の「意見」につきましても、これまで特に議論の対象となりました次の6つの事項を掲げております。

まず1としまして、「市民の期待の高い「環境教育・環境学習」をさらに充実させ、環境に対する意識向上へとつなげること」

次に2としまして「詳細な賦存量や可採量の調査を通じて新エネルギーの計画的な利用を検討し、地球温暖化防止の取り組みをさらに推し進めること」

そして3としまして「自然環境調査の実施によって動植物や生態系の現況を把握し、生物多様性の保全を積極的に図ること」の、今回の中間見直しの目玉となる3つの事柄に関することを掲げております。

さらに、それ以外にご意見として頂戴した事柄を次の4と5に掲げております。まず4としまして「尾張旭市第五次総合計画の前期間満了年度を新たな見直しの時期とし、社会情勢や市民意識の変化等を踏まえ、全面的な見直し又は部分的な見直しを実施すること」

次に5としまして「次回の見直しの際には、改めて評価手法のあり方について検討すること」を掲げております。

そして最後に6としまして「本計画の内容によらず、新たに必要な事業は積極的に実施すること」としております。

なお、最後に「添付資料」を列記しておりますが、実際にはこの「答申」書のほか、「尾張旭市環境基本計画の中間見直し（案）」の冊子と、これまでの審議を記録した「環境審議会の会議録」、そして先ほどご審議いただいた「素案に対する市民からの意見及びその意見に対する考え方」を付けて、市長へと提出しようとしているところでございます。

なお、本日ご欠席の松本委員からは、あらかじめご意見をいただ

いておりますので、この場をお借りして披露させていただきたいと思っております。

「中間見直しの大切な時期なのに欠席が多く、申し訳ありません。さて、尾張旭に限ってのことではありませんが、どこの環境基本計画でも「守る」とか「禁止する」とか、市や自らを含めた市民への要求項目を羅列する場合は、多く見受けられるような気がします。このため、次回の見直しにあたっては、「こう言う「まち」だから、私も、私たち家族も、こう行動する」といった要素を含めるとともに、「恵まれた自然の活用」や「市民の環境への心構えを説く」といった、自然や環境と積極的につきあえるような、もう少し夢があり、楽しく語りあえるものとするのができればと考えます。」松本委員からの意見は以上でございます。

最後に、本日の審議会終了後の事務の流れについて、ご説明させていただきたいと思っております。まず、この答申書の内容につきましては、この後、委員の皆様から頂戴するご意見を踏まえて修正をし、その結果を実際に市長へと提出いたします。

次に市長は、これを市の幹部職員で構成する「尾張旭市環境管理委員会」へと提出をして、中間見直し後の環境基本計画の最終確認をし、そしてその結果が、最終的な中間見直し版として、市民へと公表されることとなります。

このため、最終確認の際には、字句や体裁などを多少変更することもございますので、あらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。

議長

ただいま事務局から、これまで約1年間にわたって、委員の皆様にご審議いただいた「中間見直し」の答申内容について、説明がありました。実際にはこの答申書のほかに、中間見直し後の環境基本計画の案と、関連する当審議会の会議録、そして先ほどご審議いただいたパブリックコメントの結果と併せて、市長へと提出されることとなります。

なお、今回の案には、これまで皆様からご意見を頂戴した「環境学習」や「再生可能エネルギー」、そして「生物多様性」に関するもののほか、「次回の見直しに関する事」や「評価手法のあり方に関する事」等が、審議会からの意見として記載されております。これらのこと以外に、審議会として意見を追加することも可能ではありますが、何かありますでしょうか

答申のことだけではなく、今年度の環境審議会を振り返っての感想等でも構いませんので、皆様からご意見いただきたいと思っております。

木村委員	<p>まず、この答申案に対する意見ですが、先ほど「動植物等の個体を対象とした場合には「保護」という言葉を使用し、生育環境を対象とした場合には「保全」という言葉を使用する」としていましたが、この考え方を踏まえると、この中にある「生物多様性の保全」という言葉に違和感を抱きました。</p> <p>次に、この環境基本計画の中間見直しを通して思ったことをお話ししたいと思います。以前、小学校の近くの雑草の刈取りを市に依頼した結果、不法投棄が減ったことがあり、住環境のためにも雑草の刈取りは必要なことだと感じています。また、犬の糞の放置やごみ等のポイ捨てを最近目にするようになり、子どもだけでなく、大人への働きかけが必要だと感じています。</p>
環境課長	<p>確かに、今回設定した定義を踏まえると「生物多様性の保全」という言葉には矛盾が生じるかもしれませんが、国や愛知県等がこの言葉を多用し、既に浸透しておりますので、答申案では同様の取り扱いをさせていただいたところであります。</p>
議長	<p>「生物多様性の保全」という言葉については、もう一度事務局において整理をお願いしたいと思います。</p>
近藤委員	<p>答申案に対する意見はありません。なお、愛知県森林公園については、市民の皆さんや企業の皆さんにもっと積極的に利用していただきたいと考えています。森林公園にもっと注目していただければと思います。</p>
橘委員	<p>答申案に対する意見はありません。なお、私の勤めている会社ではエネルギーに関する事業に取り組んでおり、小学校を対象とした環境に関する出前講座も開催しております。最近では東栄小学校の5年生を対象として講座を開催しました。今後もこのような事業を通して、市民の環境意識の向上に協力できればと思っています。</p>
谷口委員	<p>答申案にある「前期期間満了年度を新たな時期とし」というのは「平成30年度」のことを指すのでしょうか。またここでいう「時期」とは、満了年度の一年間を指しているのでしょうか。少々曖昧のような気がします。</p>
環境課長補佐	<p>この答申書の内容は、市民の皆さんもご覧になりますので、「平成30年度」という文言を追記したいと思います。また「時期」につきましても、次回の見直し内容が部分的なものとなるのか、全体的なものとなるのかで、検討に必要な期間が異なってまいりますので残念ながら、今の段階で具体的に記載することはできません。</p>
石原委員	<p>答申案に対する意見はありません。ただし、先ほどの「市の考え方」に「5W1H」の考え方が含まれていないものが多いように感じました。「いつまでに、どこまでやります」という具体的な目標</p>

	が、今後の環境基本計画やこの計画に関連する計画等の見直しの際に記載されることを期待しています。
松原委員	答申案に対する意見はありません。なお、環境基本計画に限らず、10年先や20年先といったことを見通して、事業を進めていただきたいと思います。
浦野委員	答申案に対する意見はありません。なお、石原委員がおっしゃったように環境基本計画には具体的な記載が少ないと思います。計画に具体的なことを記載することは難しいと思いますが、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。
千石委員	答申案に対する意見はありません。なお、生物多様性についてもそうですが、市民が自然と触れ合う機会が今後増えるように、市とともに頑張っていきたいと思います。
高橋委員	<p>環境審議会に5年ほど出席していますが、答申案を見ていると非常にまとまりが出てきたように感じます。特に今回の見直しによって、「環境教育・環境学習」が前面に掲げられたことは、とても嬉しく思います。</p> <p>また、「保護」という言葉には「1つのものを囲って悪くしない」というニュアンスがあり、「保全」という言葉には「大きな枠で捉えて悪くしないようにする」というニュアンスがあると思います。このため、国や県などでは「生物多様性の保全」というフレーズを使っているのだと思います。</p> <p>さらに、環境基本計画はあくまでも方向性を決めるものであるため、具体的な時期等まで定めることは難しいと思います。</p>
松岡委員	答申案に対する意見はありません。なお、生物多様性の実態調査について、どのような結果になるのかが非常に楽しみです。実態調査をする際には、ぜひ現時点の生態系の調査だけではなく、過去と比べてどうなったのか、今後どのようになっていくのかということがわかるようにして欲しいと思います。
議長	ありがとうございました。他に、ご意見やご質問はございませんか。それでは、ただいまのご意見を踏まえ、前期期間満了年度の部分に「平成30年度」という文言を追加することとし、他の部分については、原案のままとしたいと思います。よろしいでしょうか。
委員全員	異議なし
議長	<p>ありがとうございます。それでは、私と事務局とで最終の内容調整をし、その後、正式に答申させていただきたいと思います。なお、その結果については、事務局から改めて委員の皆さんにお知らせしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>ここで私からも今回の環境基本計画の中間見直しを振り返って、</p>

思ったことを述べたいと思います。この環境基本計画もそうですが、市の計画は市民に何を知ってもらい、どのように行動して欲しいのかということがわかるように作成する必要があると思います。市民が環境について自ら考え・行動することが、今の環境を後の世代へ残していくために大切なことであると思います。このあと次年度の重点取り組み事項を事務局から報告してもらいますが、これらは行政だけで取り組むものではなく、市民と一緒に取り組むものであることを意識してご覧いただければと思います。

それでは、続いて報告事項に移りたいと思います。「平成27年度重点取り組み事項について」、事務局から説明願います。

環境課長補佐

それでは、報告事項といたしまして「平成27年度重点取り組み事項」についてご説明させていただきます。この環境基本計画に基づく次年度の重点取り組み事項につきましては、昨年度より当審議会へのご報告しており、実際の実施に当たってのアドバイスなどを頂戴しているところでございます。

なお、これらの取り組みを進めるための来年度予算につきましては、来月開催の市議会定例会において審議される関係上、まだ確定したものではありませんが、先日その概要が発表されたところでございますので、本日はこれに基づき作成した資料を踏まえ、ご助言などをいただければと思います。

堀部主事

それでは、私から「平成27年度重点取り組み事項」についてご説明させていただきます。なお、昨年は「環境基本計画の年次報告書」において評価が低かった事業を「どのように改善するのか」に視点をおいて資料を作成いたしました。今回は中間見直し後の施策に従って作成しておりますので、ご了承ください。また、本日は特に、「新規事業など」に係る部分を中心に、ご説明させていただきたいと思います。

最初に「施策1-1 環境教育・環境学習を進める」につきましては、「1 プログラムの充実」と「2 総合的・体系的に推進する体制づくり」の2つを「みんなの取り組み」としてありますが、これにつきましては、「環境学習を効果的に推し進めるため、市民団体や民間企業、行政などによる協議会の活動を開始。環境関連事業をメニュー化し、市民に広く周知。昨年度試行的に開催した「あさひこども環境教室」を本格開催」することとしております。

なお、このうちの「あさひこども環境教室」につきましては、昨年、高橋委員のご尽力によりまして、ピアゴ印場店で開催した事業でございまして、店内の探検や環境に関するゲーム等が、子供たちに大変好評でありましたことから、来年度も引き続き開催したいと

考えております。

次に「施策1-2 環境保全活動を進める」につきましては、「3 活動に対する支援」と「4 活動への参加促進」に関する取り組みとして、「市役所ロビーや市ホームページなどを活用して市民団体の活動をPR。これまでの活動経験を踏まえ、市民が参加する環境保全活動事業に対し、市民団体が指導を実施。小学校での環境教育を積極的に推し進めるため、ユネスコスクールへの加盟を申請」を推し進めていくこととしております。

なお、このうちの「ユネスコスクールへの加盟申請」につきましては、木村委員の旭小学校と、瑞鳳小学校が、その準備を進めているところでございます。また、「市民参加事業に対して市民団体が指導を実施」につきましては、高橋委員の所属する団体のご協力をいただきながら、実施する予定でございますので、高橋委員におかれましては、なにとぞよろしくお願いたします。

続いて、「施策1-3 環境情報を収集し、提供・活用する」については、「5 収集・分析」と「6 発信・活用」に関する取り組みとして、「今後の生物多様性に関する取り組みの基礎資料として、最新の自然環境基礎調査の実施を準備。平成27年2月から運用を開始した愛知県の情報掲示板（エコリンクあいち）を活用し、環境関連情報を発信」することとしております。

次に「施策2-1 ごみを減らす」につきましては、「7 ごみを出さない意識づくり」と「8 わかりやすい情報提供」、そして「9 事業系ごみの減量対策」に関する取り組みとして、「ホームページや啓発チラシを随時更新し、分かりやすい情報を提供。市民の方や小学生の親子を対象に、ごみ処理施設見学会やリサイクル教室を実施。市内のボランティア団体に委託し、保育園の調理くず等を堆肥化し、これを使用した菜園・食育支援を実施。回収した放置自転車をリサイクル広場でリユース品として提供」を実施することとしております。

続いて、「施策2-2 ごみを生かす」につきましては、「10 新たな資源化」と「11 仕組みづくりによる資源化の推進」、そして「12 地域力を生かした資源化の推進」と「13 事業者による資源化の推進」の4つの取り組みとして、「市内の店舗で行っている資源ごみ回収状況を調査。分別ルールが守られていないごみは、警告シールを貼付し、取り残しを実施。事業系ごみが出されていた場合は直接指導を実施。ふれあい農園利用者に、コンポストモニター制度を啓発し、希望者にコンポストを貸与」することとしております。

次に「施策２－３ ごみを適正に処理する」につきましては、「１４ 安全に処理するための分別」と「１５ 効率的な収集と処理」、そして「１６ 仕組みづくり」と「１７ 適正処理」の、こちらも４つの取り組みとして、「スプレー缶、カセットボンベ等の分別回収実施に向けて検討。消火器、バッテリー、プロパンボンベの処分方法をホームページに掲載。利用者や地域の町内会と連携し、ごみ集積所に関する問題に対応。プラスチックごみの毎週収集を一部地域で試行。公共施設から出るごみの事業系ごみとしての処理を準備」することとしております。

続いて「施策３－１ 二酸化炭素排出量を削減する」につきましては、「１８ 省エネルギー化の推進」と「１９ 自動車による環境負荷の削減」、そして「２０ その他」の３つの取り組みがございますが、こちらにつきましては、「家庭版環境ＩＳＯ事業をインターネットからも申請できるようにし、各種景品も準備。全公共施設で緑のカーテン事業を実施。ゴーヤ苗の配布によって市民による緑のカーテン事業を推進。平成２８年度の運行見直しに向けて、運行方法（停留所設定、ダイヤ等）を検討し、市営バスを購入。三郷駅周辺のまちづくりの基本方針や地区施設の配置などを検討」を押し進めるものとしております。

続いて「施策３－２ 再生可能エネルギーを利用する」につきましては、「２１ 調査・研究の実施」と「２２ 再生可能エネルギーの普及、導入促進」に関する取り組みとして、「住宅用太陽光発電設備設置費の一部を補助。防災拠点である消防庁舎に、太陽光発電設備と蓄電池を設置。公共施設での太陽光発電の利用を促進するため、屋根貸し事業参加者の公募を準備」することとしております。

次に「施策３－３ 地球規模の問題に取り組む」につきましては、「２３ 水循環」と「２４ オゾン層保護」、そして「２５ その他」に関する取り組みとしまして、「浄化槽雨水貯留施設転用費の一部を補助。愛知県や各種団体と共同で、オゾン層の保護やフロン回収に関する啓発を実施。尾張旭市立図書館の隣接地内に新設したPM_{2.5}観測所の測定結果を公開」することとしております。

次に「施策４－１ 緑と水辺を守りつなげる」につきましては、「２６ 緑地・樹木の保全」と「２７ 農地の保全」、そして「２８ 水辺の保全」に関する取り組みとして、「旭前城前地区において３箇所公園整備と、２箇所公園実施設計を実施。城山公園の拡張に必要な用地を整理。愛知県実施の濁池の散策路・親水施設工事費用の一部負担し、これに併せて関連設備の整備を市独自で実施」することとしております。

続いて、「施策4-2 緑と水辺を育みふれあう」につきましては、「29 ふれあいの機会の充実」と「30 まちの緑化」に関する取り組みとして、「あいち森と緑づくり事業を活用し、民有地の緑化に係る費用の一部を補助。平成31年の第70回全国植樹祭の誘致を準備」することとしております。

次に「施策4-3 動植物に配慮する」につきましては、「31 生物多様性の保全」と「32 生態系ネットワークの形成」、そして「33 外来生物対策」に関する取り組みとして、「今後の生物多様性に関する取り組みの基礎資料として、最新の自然環境基礎調査の実施を準備。東部丘陵生態系ネットワーク協議会に参加し、市域を超えた生態系保全の検討を実施。外来生物捕獲用のオリを購入。吉賀池湿地の一般公開実施回数を増加。長池において、小学生などを対象とした「池こね」イベントを開催」することとしております。

次に、「施策5-1 安全で健康な暮らしを守る」につきましては、「34 水・土の汚染防止」と「35 大気汚染、騒音、振動の防止」、そして「36 有害物質、その他公害への対応」に関する取り組みとして、「白鳳・桜ヶ丘地区、本地ヶ原地区、向地区、北原山地区での下水道整備を推進。西部処理区の事業計画区域拡張に伴い、西部浄化センターの増設工事を実施。平成28年度の運行見直しに向けて、運行方法を検討し、市営バスを購入。三郷駅周辺のまちづくりの基本方針や地区施設の配置などを検討」することとしております。

そして最後の「施策5-2 快適でゆとりある都市空間をつくる」につきましては、「37 良好な生活空間づくり」と「38 環境美化」、そして「39 マナーの向上」に関する取り組みとして、「市が管理する幅員4m未満の狭あい道路の拡幅のため、制度化によって用地の取得や整備を実施。市内の空き家の実態調査をし、本市の対応方針を検討。墓園ニーズの変化に対応するため、意識調査を実施し、バリアフリーに係る計画を策定。「犬のしつけ教室」を、愛知県動物保護管理センターと共同で開催。一斉に更新時期が到来する公共施設の管理を、経営的な観点で進めるため、現状把握調査を実施」することとしております。

以上、説明が長時間にわたり大変恐縮ですが、来年度の重点取り組み事項について、ざっとご説明させていただきました。いずれにしても、目玉となるような華やかな事業は、あまりございませんが、これらの取り組みを進めることにより、中間見直し後の各種施策の推進へとつなげてまいりたいと考えております。

	<p>このため本日は、これらの取り組みをより効果的なものとするため、委員の皆さんがご承知の先進的な事例や、違った視点でのアプローチなどがありましたら、ぜひお教えいただくと幸いです。</p>
議長	<p>ただいま事務局から、「平成27年度重点取り組み事項について」の報告がありました。これらの事業を実施するにあたり、皆様のこれまでのご経験や、お勤め先での実際の取り組み内容などを踏まえ、何かアドバイスなどがありましたら、ぜひともご披露いただきたいと思います。</p>
浦野委員	<p>「施策4-3 動植物に配慮する」の取り組み項目に、「外来生物の駆除」とありますが、ミシシippアカミミガメの駆除については検討していますか。</p>
環境課長補佐	<p>幸い本市では、ミシシippアカミミガメに関する通報等はあまり寄せられていません。なお、長久手市内の杵ヶ池において大量発生し、駆除に関する設備を導入しながら官民共同で対応しているとの情報を得ております。このため、今後本市でも対応が求められるようになれば、同様の設備導入も考えられるところであります。</p>
千石委員	<p>「施策2-3 ごみを適正に処理する」の取り組み項目に、「スプレー缶、カセットボンベ等の分別回収」とありますが、これは市が回収をするということでしょうか。</p>
環境課長	<p>市で回収することを予定しております。なお、スプレー缶やカセットボンベは、現在「燃えないごみ」として排出していただいておりますが、その際には穴をあけていただくようお願いをしています。しかし、これが徹底されておらず、パッカー車の中で爆発や火災が発生することもありますので、危険物として分けて収集できないかを検討しているところです。</p>
議長	<p>スプレー缶やカセットボンベの排出は、市民の方にも危険だという意識を持っていただかないと、より危険なことになってしまうと思います。ぜひ検討いただきたいと思います。</p>
千石委員	<p>「施策4-1 緑と水辺を守りつなげる」の取り組み項目に、「城山公園の拡張整備」とありますが、どの程度の拡張が予定されているのでしょうか。</p>
環境課長補佐	<p>現在城山公園の東側にテニスコートがあり、その北側に以前大きな宅地がありましたが、ここを利用して拡張整備を進める予定としています。またその他にも、公園内には借地として利用しているところもありますので、それらの調整も進めていく予定です。</p> <p>ただし、該当する箇所は傾斜地であり、現状のままでは運動施設として利用することが難しい状況にあります。こうしたことを踏まえ、土地活用の方策を検討している段階にあります。</p>

<p>議長</p>	<p>今後は、ぜひ市民参加型の公園整備を進めていただきたいと思います。みんなが利用しやすい公園にしなければ、雑草など維持管理の面で問題が生じやすくなるものと考えられます。そのため、公園はどうあるべきかを市民と議論できるような場を設け、本来の機能を果たしていない公園が増えないようにすべきだと思います。いずれにしても、公園を整備するというだけでなく、整備したあとの利用法をよく考えておくことが必要だと思います。</p> <p>また、「空き家」対策については、ぜひ当審議会にも適宜情報提供していただければと思います。</p> <p>他に、ご意見やご助言はありませんか。それでは、ただいまのご意見やアドバイスなどを踏まえながら、来年度事務局には鋭意取り組んでもらいたいと思います。</p> <p>それでは以上で、本日の議題は全て終了しました。最後に会議次第の4「その他」について事務局から説明してください。</p>
<p>環境課長</p>	<p>本日は、長時間にわたってご審議を賜り、誠にありがとうございました。特に、今回の中間見直しに関しましては、約1年という長期間にわたって、真摯にご審議をいただいただけでなく、大変参考となるご意見やご助言を多数賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。また、「報告事項」においてご説明した来年度の取り組みにつきましても、本日頂戴したご意見等を踏まえ、全庁一丸となって推し進めてまいりたいと思いますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは「その他」といたしまして、次回の審議会のご案内をさせていただきます。来年度は、通常の審議日程に戻ることとなりますが、今回は、毎年ご確認いただいております「環境基本計画の年次報告」を議題として、10月ごろに開催させていただきたいと考えております。また、その際には、本日ご覧いただいた「重点取組事業」の進捗状況を踏まえ、ご助言等もお聞かせいただければと考えております。なお、詳細な日程につきましては、改めてご案内いたしますので、引き続きなにとぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、今回の環境基本計画の中間見直しにつきましても、長期間にわたって、多大なるご尽力を賜り、誠にありがとうございました。会長である私からもお礼申し上げます。次回の審議会は、少し間があいて10月ごろに開催されるとのことです。皆さんお忙しい中かと思いますが、引き続きご協力くださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして平成27年第1回尾張旭市環境審議会を閉会といたします。長時間にわたり大変お疲れ様でした。</p>